

埼玉県感染防止対策協力金のご案内 (第16期:1月21日~2月13日要請分)

埼玉県による営業時間短縮等の要請にご協力いただいた<mark>県内全域の飲食店等</mark> を運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金を支給します。

申請期間

令和4年2月14日(月)以降を予定

主な支給要件

	彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)認証店						
項目	ワクチン・	検査パッケージ登録店	(※1)	非認証店			
	適月	用店	非適用店	パッケージ 未登録店			
証明書確認(※2)	あり (接種証明又は 陰性証明	なし (未接種・未検査又は) は証明書不携帯等)	確認不要				
営業時間	午前5時	~午後 <mark>9</mark> 時	午前5時~午後8時				
酒類提供	午前11時~ 午後8時30分	終日、提供を <mark>自粛</mark> (飲酒の機会を設けないこと。)					
人数上限	上限なし	同一グループ、同一テーブルで <mark>4</mark> 人以内 ただし、披露宴等については、1テーブルで <mark>4</mark> 人以内					
協 力 金 (売上高方式)	2.5万円	~ <mark>7. 5</mark> 万円	3万円~10万円				

- ※1:ワクチン・検査パッケージとは、利用者のワクチン接種歴や陰性証明を確認することで行動制限を緩和するものです。 ワクチン・検査パッケージ制度の適用は認証店が対象となり、適用に当たっては、県の登録を受け、登録店ステッカーを掲示する必要があります。ただし、認証店においては、2月13日の要請期間終了までに登録申請することを要件に、1月21日から登録があったものとみなします。登録されるまでの間は、登録店ステッカーに代え、店頭に「ワクチン・検査パッケージ適用店」である旨の掲示をお願いします。
- ※2:利用者全員のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認すること。 『『では『証明書の確認の有無で 利用できる座席のエリア分けを推奨して

県では、証明書の確認の有無で、利用できる座席のエリア分けを推奨しています。

- 注1:登録店は、上表の「適用店」又は「非適用店」を選択してください。
 - 期間中、「営業時間」、「酒類提供の有無」等について店頭に掲示し、申請時に写し等を添付して提出してください。
- 注2:要請期間中、「登録・適用店」から「登録・非適用店」又は「未登録店」への変更、「登録・非適用店」又は「未登録店」から「登録・適用店」への変更は認められません。
 - 1日でも適用(酒類提供、午後8時を超えて営業及び人数上限緩和)した場合、協力金の単価は、全期間「2.5万円~7.5万円」となります。
- 注3:原則として、全ての期間において要請に協力いただく必要があります。要請に違反した場合、協力金は支払われません。

这些不	認証の 有無	ワクチン・検査 パッケージ 適用の有無				時短後の営業終了時間				
通常の 営業終了時間						~ 午後8時 酒類提供なし	~ 午後8時 酒類提供あり	~ 午後9時 酒類提供あり	休業	
午後9時超(例:午後10時閉店)	認証店	登	録	• 適	用	店	0	0	0	
		登録	・非通	囿用店、	未登録	录店	0	×	×	0
	非認証店	_	· ji	商 用	な	U	0	×	×	0
午後8時超 ~午後9時 (例:午後8時30分· 午後9時閉店)	認証店	登	録	• 適	用	店	0	×	×	
		登録	・非通	囿用店、	未登録	录店	0	×	×	0
	非認証店	_	· ji	商 用	な	し	0	×	×	0
凡例 : ◎ 3万円~10万円/日 ○ 2.5万円~7.5万円/日 × 支給対象外										

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」)に基づく要請に関する要件

特措法第31条の6第1項 に基づく要請

○特措法施行令第5条の5に規定される措置

- 従業員への検査勧奨
- 入場者が密にならないような整理誘導
- 発熱等有症状者の入場禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 事業所の消毒
- 入場者ヘマスクの着用等の徹底
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している 者への退場を含む。)
- 換気の徹底
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置又は 座席の間隔の確保)

その他の主な要件

- 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
- 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこ と。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

支給額の考え方

認証店(登録・適用店)

認証店 (登録・非適用店、未登録店)

非認証店

売上高(※)	協力金の日額	売上高(※)	協力金の日額	売上高(※)	協力金の日額
8.3万円以下	2.5 万円	7.5万円以下	3 万円	7.5万円以下	3 万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 (売上高(※)×0.3)	7.5万円以上 25万円以下	 	7.5万円以上 25万円以下	— 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
25万円以上	<mark>7.5</mark> 万円	25万円以上	10万円	25万円以上	10万円

売上高減少額方式(大企業等)の場合は、売上高の減少額×0.4(最大20万円、下限なし)

※ 売上高は前年又は前々年の1日当たりの額

申請方法

電子申請(郵送でも申請できます。)

○支給要件等に関する詳細は、埼玉県ホームページをご覧ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html



認証店になるためには

○認証店に関する詳細は、埼玉県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen-insyokutenplus.html



)ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けるためには

○ワクチン・検査パッケージに関する詳細は、埼玉県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/vt-package.html



【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話:0570-000-678 (平日9:00~21:00 土日祝日9:00~18:00)